

委 員 会 報 告 書

1 議会運営委員会

- ・ 本定例会の会期を12月12日の1日間とする。

2 令和5年度江差町各会計決算審査特別委員会

3 閉会中の継続調査申出

- ・ 議会運営委員会
- ・ 総務産業常任委員会
- ・ 社会文教常任委員会
- ・ 議会広報特別委員会

令和6年12月10日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会運営委員会委員長 室井 正 行



委員会報告について

令和6年第4回江差町議会定例会における議会運営について、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催期日 令和6年11月25日及び12月10日
- 2 出席者 室井委員長・出崎副委員長・飯田委員・小野寺委員・西海谷委員
萩原議長・町理事者（田畑副町長）
- 3 協議結果
 - 1) 審議議案等
 - 委員会報告 5件
 - ・議会運営委員会 [閉会中の継続調査申し出]
 - ・総務産業常任委員会 [閉会中の継続調査申し出]
 - ・社会文教常任委員会 [閉会中の継続調査申し出]
 - ・議会広報特別委員会 [閉会中の継続調査申し出]
 - ・令和5年度江差町各会計決算審査特別委員会 [審査報告]
 - 条例改正 5件
 - ・江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 条例制定 1件
 - ・江差町・上ノ国町学校給食センター条例の制定について
 - 補正予算 7件
 - ・令和6年度江差町一般会計補正予算（第12号）について
 - ・令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について
 - ・令和6年度江差町一般会計補正予算（第13号）について
 - ・令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について
 - ・令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ・令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
 - ・令和6年度江差町水道事業会計補正予算（第2号）について

○ 同 意 1 件

- ・固定資産評価審査委員会委員の選任について

○ その他 3 件

- ・江差町・上ノ国町学校給食組合の解散について
- ・江差町・上ノ国町学校給食組合の解散に伴う財産処分について
- ・上ノ国町からの学校給食に関する事務等の事務受託について

○ 議員発議 4 件

- ・「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
- ・高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書の提出について
- ・企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書の提出について
- ・田畑豊利議員に対する辞職勧告決議（案）について

2) 一般質問通告 4 名

- ・飯田議員（3－4） ・塚本議員（2－3） ・増永議員（3－8） ・小野寺議員（2－4）

3) 一般質問等について

- ・一問一答方式で行い、質問回数は一問につき再再質問まで、答弁を含め60分の時間制とする。
- ・議員の質問はすべて自席で行い、理事者答弁は1問目を演壇、2問目以降は自席で行う。
- ・町理事者においては、議員からの質問、質疑に対し議長の許可を得て反問することができる。
その場合、議員の答弁も含めて制限時間外とする。
- ・一般質問、議案等の質疑で、感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言のほか、一般質問は事前通告制のため、再質問、再々質問についても、通告書で通告した質問主旨以外の質疑は厳に慎むこと。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明、質疑及び審議にあたっては、議員、理事者ともに時間短縮に努め、効率的な議会運営にご協力願いたい。

4) 会期について

- ・12月12日（水）の「1日間」とする。

令和 6 年 1 2 月 4 日

江差町議会議長 萩 原 徹 様

令和 5 年度江差町各会計決算審査特別委員会

委員長 塚 本

眞



委 員 会 審 査 報 告

本委員会に付託された審査事件について、会議規則第 7 8 条の規定により下記のとおり報告する。

記

1 審査事件

令和 6 年第 3 回定例会

- 認定第 1 号 令和 5 年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 5 年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 5 年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 5 年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 5 年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 令和 5 年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 令和 5 年度江差町水道事業会計決算の認定について

2 審査の経緯と結果

本委員会は、令和 6 年 9 月 2 3 日に設置し、1 0 月 2 1 日、1 0 月 2 2 日、1 0 月 2 3 日の計 4 日間、委員会を開催し審査を行った。また、1 0 月 2 3 日には、町長に対する総括質疑も併せて行ったものである。

その結果、一般会計及び各特別会計、水道事業会計の決算認定においては、当日出席した全委員の賛成により「認定」すべきものと決定されたので報告する。

なお、次の事項について、意見・要望があったことを申し添える。

(1) 人口減少に伴う税収減と歳入対策について

人口減少に伴う町税収入の将来の見通しは、今後の社会情勢にもよるが、全体的には少しずつ減少して行くとの見込みである。

それらの状況を踏まえ、税等の収入においては、新たな未納者を出さないように努め、滞納額の徴収についても、これまで同様に最大限の努力を願うものである。

また、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附金額の増加を始め、トップセールスによる外貨獲得や新事業への取り組みによる安定財源の確保など、様々な協議・検討を行い、新たな財源創出に向け努力願いたい。

(2) 職員の人員不足について

昨年の本委員会においても指摘したが、役場職員の現状においては、早期退職者等が増加しており、慢性的な人員不足となっているように見受けられる。

年度途中において、職員の採用試験も行っているようだが必要数には達していない状況であるため、これまでの早期採用を継続しつつ不足人員分を補うために、各課間における横の連携の更なる強化が必要である。

(3) 経済の町内循環について

今後、人口減少社会が進む中、持続可能な町を目指して、観光客や国・道からの交付金・補助金などの町に入る資金や、事業者等が外部から稼いでくる資金を町内に滞留させ、経済を町内循環させるべきである。

そのためにも町内の経済循環分析を行い、地産地消や町の地元発注率を高めるべきであり、更には町内に還元された資金の見える化を行うため、江差商工会等と連携した取り組みが必要と考える。

以上

令和6年12月10日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会運営委員会

委員長 室井 正行



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 ・次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの議会運営に関する事項について
 ・地方自治法第109条第3項に関する事項について
- 2 理 由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和6年12月10日

江差町議会議長 萩原 徹 様

総務産業常任委員会

委員長 出崎 太郎



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・地域公共交通に関する事務調査について
 - ・総務産業常任委員会が所管する事項について
 - ・地方自治法第109条第2項に関する事項について
- 2 理 由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和6年12月10日

江差町議会議長 萩原 徹 様

社会文教常任委員会

委員長 大門 和幸



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 調査事件 | ・ 少子化における学校教育に関する事務調査について
・ 社会文教常任委員会が所管する事項について
・ 地方自治法第109条第2項に関する事項について |
| 2 理 由 | 調査未了につき |
| 3 調査期限 | 調査終了まで |

令和6年12月10日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会広報特別委員会

委員長 出崎 太郎



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 ・議会広報発行に関する事項について
- 2 理 由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで